

簡易水道給水装置の宅地内漏水に係る修繕に関する運用基準

令和4年4月1日制定

〔上下水道局水道保全課〕

（趣旨）

第1条 この運用基準は、簡易水道給水装置の宅地内漏水に係る修繕費用の負担に関する要綱（令和4年4月1日施行）第2条に定める、宅地内漏水に係る修繕（以下「修繕」という。）を認める運用基準について、必要な事項を定めるものとする。

（修繕の依頼）

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指名競争入札の参加資格を有する水道施設工事業者のうち、誠実かつ確実に修繕ができると認められる事業者（以下「施工業者」という。）に施行可能かどうかの確認をとり、可能と返答があった施工業者に指示書・確認書（別記様式）をもって修繕を依頼するとともに、施工業者は見積書を管理者へ提出するものとする。

（修繕の検査）

第3条 施工業者は、修繕が完了したときは、速やかに納品書を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

（請求書の提出）

第4条 施工業者は、検査に合格した場合、請求書を管理者へ提出するものとする。

（補則）

第5条 この運用基準に定めるもののほか、修繕の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

	課長	課長補佐	係長	係員

指示書・確認書			
下表のとおり、修繕してください。			
指示日 年 月 日	指示番号	担当課	担当係員
修繕場所（施設等の名称）			
宅地内漏水			
指示内容			
特記事項 1 現地で施工延長、範囲等に変更の必要があることが判明した場合は、速やかに担当に通知すること。 2 工事・業務の進捗状況を適宜報告すること。 3 後日見積書等の提出を求め、契約金額の確定を行うことがあるので、現場の正確な把握に努めるとともに、過大な施工・業務等を実施することのないよう、担当との調整を密に行うこと。 4 修繕場所の安全管理については、十分留意すること。 5 その他			
備考			
業者名			
上記指示内容について確認しました。 年 月 日 住所 社名 印			